

## 長野県食育推進計画評価策定委員会設置要綱

### (目 的)

第1 県民が「食」を通じて生涯にわたって心身の健康増進を図ると共に、豊かな人間性を育むための方向性や施策を明らかにした、長野県食育推進計画（第2次）（以下「2次計画」という。）の評価及び長野県食育推進計画（第3次）（以下「3次計画」という。）の策定にあたり、幅広い分野の有識者等から広く意見を聞くため、「長野県食育推進計画」評価策定委員会の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

### (任 務)

第2 会議は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 2次計画の評価に関すること。
- (2) 3次計画に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

### (組 織)

第3 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、食育の推進に関係する団体、学識経験者、住民の代表及び行政関係者等から組織する。

### (任 期)

第4 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

### (会 長)

第5 会議に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会 議)

第6 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

### (事務局)

第7 会議の事務を処理するため、事務局を健康福祉部健康増進課に置く。

### (補 則)

第8 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### (附 則)

この要綱は、平成29年6月14日から適用する。